公益財団法人　国際協和奨学会

令和９年度

日本人海外留学生奨学生募集要項

公益財団法人国際協和奨学会（以下「当奨学会」という）は、わが国の大学、大学院等、（以下、「大学等」という）に在学もしくは卒業した又は修了した日本国籍を有する海外留学希望者を対象として、令和９年度（第42回生）の奨学金受給者（以下「奨学生」という）を下記により募集する。

記

１．応募資格

奨学生として応募が可能な者は、日本国籍を有する海外留学希望者でかつ奨学金の受給期間において下記の資格等に該当する者とする。

（１）海外の大学等の正規の課程（＊）に進学希望している者
　＊正規の課程とは大学院の場合、学位取得が可能な課程（マスターコース以上）とする。予備コースへの入学や条件付き合格、ポストグラデュエイトディプロマ等は対象としない。
（２）対象専攻分野制限なし
（３）学業・人物ともに優秀で、かつ経済的援助を必要とする者
（４）日本国内のみならず、外国の政府並びに諸団体からの奨学金を受けていない者
（５）国際的感覚及び親善に関心を持ち国際交流に貢献を期する者
（６）既婚又は扶養家族のいる学生は、その家族の生活費を賄うのに充分な資金の証明が出来る者
（７）留学先の言語もしくは英語の能力が充分であること

２．奨学生の採用人員

若干名

３．奨学金

（１）奨学金は、奨学生本人に月額120,000円を原則毎月支給する。
（２）奨学金は、返還を要しない。

４．奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、令和９年９月から令和９年12月までの入学とともに支給開始から２年以内とする。ただし、修学期間満了時をもって終了する。また、令和９年12月までに入学できない場合は、奨学金の支給を取消とする。なお、入学時期が４月から８月の場合には、個別相談に応じます。

５．応募の手続

（１）奨学生に応募する者は、様式１の申請書に次の書類を添えて、大学等の指定する日までに在学する大学等宛に提出しなければならない。

① 学業成績証明書
② 指導教員等の推薦状（様式2）
③ 在学証明書
④ 健康診断書（3ヵ月以内）（当該年度に学内で実施された健康診断結果でも可）
⑤ 写真（上半身5×4cm・3ヵ月以内）を２枚（１枚は申請書に貼付し、１枚は裏面に撮影年月日と氏名を記入し、別途同封すること）
⑥ 学業・研究計画書（大学等で学ぶ専門課程について、800字以内、用紙適宜）
⑦ 留学先の入学許可書（コピー可、合格後に提出可）
⑧ 留学先の大学案内等資料（コピー可）
⑨ 令和９年度応募論文（別紙２：手書き）

（２）（１）の申請があったときは、当該大学等が適当と認めた者に対して当該大学等は（様式3）による推薦書を付し、当奨学会に提出する。

６．応募の締切日

令和８年12月10日（木）必着（国際協和奨学会へ）

７．選考および決定

当奨学会は、上記５（応募の手続）により大学等から推薦があった者について選考委員会に諮り、第１次選考(書類選考)の合格者には第２次選考（面接試験２月中旬、面接にかかる交通費等の費用は自己負担とする）を順次行い、奨学生を決定する。採否の結果については、令和９年３月中旬までに大学等の推薦者に郵送等により通知する。

８．奨学金の休止・停止又は期間の短縮

下記に該当することとなった場合には、奨学金の支給を休止・停止又は支給期間の短縮をすることがある。

（１）奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を停止することがある。

（２）学業又は日常生活等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認められたときは、奨学金の支給を停止又は支給期間を短縮することがある。

９．奨学金の復活

上記８（奨学金の休止・停止及び期間の短縮）の事由が解消されたものと当奨学会が認めた場合には、奨学金の支給を復活することができる。この場合の支給期間は、上記８の期間を含め通算で最長２年間とする。

１０．奨学金の打ち切り

奨学生が、次の（１）から（８）までのいずれかに該当するものと当奨学会が認定した場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。

（１）申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
（２）傷病のため成業の見込みがないとき
（３）学業成績又は性行が不良となったとき
（４）在籍する大学等で処分を受けたとき
（５）奨学金を必要としなくなったとき
（６）上記１（応募資格）を失ったものと判断されたとき
（７）当奨学会の奨学生同士が結婚した場合の一方
（８）その他当奨学会の奨学生として適当でない事実があったとき

１１．転退学

奨学生が退学または他の大学等へ転学したときは、特別の事情があると当奨学会が認めた場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

１２．返納

上記３（奨学金）に定める規程にかかわらず奨学金の支給後において、上記８（奨学金の休止・停止又は期間の短縮）、上記10（奨学金の打ち切り）又は上記11（転退学）の事由が生じた場合には、既に支給した奨学金について、その全部又は一部を返還させることがある。

１３．応募に際しての留意事項

下記の留意事項を厳守すること。

（１）他の奨学財団等から奨学金を受けている者は、詳細を記入すること。

なお、当奨学会の奨学金受給期間における重複受給は認めない。

（２）住所等の変更並びに休退学又は１か月以上にわたる傷病等が生じた場合には、速やかに当奨学会に通知しなければならない。

（３）提出された書類等は、原則として返却しない。

１４．奨学生として決定した場合の留意事項

（１）当奨学会から学業･研究等について照会等があったときは、当該報告書を提出しなければならない。

（２）課程修了時には、当奨学会へ帰国報告を行うこと。その際学位記録の写し修了論文の写し（抄録でも可）を提出すること。作品の場合はポートフォリオを提出すること。

１５．その他

上記の要項にかかわらず、留学先の実態に応じて募集の締切・選考及び決定期日を別に定める場合がある。

１６．送付先又はお問合わせ先

・送付先：在籍もしくは卒業した大学（大学経由で当奨学会へ送付）

・お問い合わせ：公益財団法人国際協和奨学会事務局
〒100-0014　東京都千代田区永田町２－４－７－201
高木（不在の場合は 田中）
月、火、木曜日（祝祭日を除く）の 10：00～14：00
電話:03－3580－2469
メールアドレス：office@iksf.org

以上